



平成 27 年 12 月 28 日

国 土 交 通 省

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～ナンバープレートの表示義務が明確化されます～

ナンバープレート（自動車登録番号標、車両番号標等）をカバー等で被覆することの禁止のほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の規定が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、ナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めるため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正するとともに、所要の告示の整備を行いました（別紙 1・2）。

現行の道路運送車両法においても、ナンバープレートは見やすいように表示しなければならないこととされていますが、これらの法令の整備により、平成 28 年 4 月 1 日以降、ナンバープレートについて、カバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、汚れた状態とすること、回転させて表示すること（※）、折り返すこと等が明確に禁止されることとなります。

また、平成 33 年 4 月 1 日以降に初めて登録を受ける自動車等のナンバープレートについては、一定範囲の上下向き・左右向きの角度によらなければならないこと、フレーム・ボルトカバーを取り付ける場合は一定の大きさ以下のものでなければならないこととなります。

※ ナンバープレートを（反）時計回りに回転させることをいう。

問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、山本

連絡先 03-5253-8111(内線 42-119、42-116)

ナンバープレートの表示に係る新基準について

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き (※1)	上向き10°～下向き10°	上向き45°～下向き5°	上向き25°～下向き15°	上向き40°～下向き15°
	左右向き (※1)	左向き10°～左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 幅(※2)が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ(※3)が上部6mm以下(上部の幅が7mm以下の場合には10mm以下)、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 			禁止	
ボルトカバー (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが(※3)が9mm以下 脱落するおそれのないもの 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けられていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 				

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。

(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行

H28.4.1

リードタイム期間

平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用

H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
 第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標の表示の義務)
 第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
 例: 上10° ~ 下10° (四輪前面)
 左5° ~ 0° (四輪後面)
 上40° ~ 下15° (二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
 例: 左右 幅18.5mm以下、厚さ30mm以下